

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別記様式第十四を次のように改める。

試験項目				種別・容量等の内容	結果	
機能試験	火災通報装置	通報試験	起動機能	手動起動装置	_____	
				連動起動機能	_____	
				遠隔起動装置	_____	
		※優先通報機能	_____			
		※通報頭出し機能	_____			
		手動起動装置優先機能	_____			
		蓄積音声情報機能	_____			
		※再呼び出し機能	_____			
	※通話試験	通話機能等 (特定火災通報装置を除く。)	消防機関側からの呼返し状況	_____		
			不応答時の通報継続状況	_____		
			切替状況	_____		
			通話中断時の呼返し状況	_____		
		通話機能等 (特定火災通報装置に限る。)	ハンズフリー通話への移行状況	_____		
			切替状況	_____		
			電話回線の保持状況	_____		
		モニター機能	_____			
	電源試験	電源の自動切替機能		_____		
		電圧			V	
	その他	作動試験	押しボタン	受信完了時間		sec
				音響装置の作動状況	_____	
連動起動機能			受信完了時間		sec	
			音響装置の作動状況	_____		
使用試験装置						
備考	通報内容：					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の試験は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略できる。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書の様式は、この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十四の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別表第十三(1)イ(カ)を次のように改める。

㊦ 起動機能

a 手動起動装置

起動信号の送付の状況が正常であること。

b 連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）

起動信号の送付の状況が正常であること。

別表第十三(1)イ中(ス)を(セ)に、(ケ)から(シ)までを(ロ)から(ス)までに改め、(ク)の次に次のように加える。

㊦ 手動起動装置優先機能

連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出することができること。

別表第十三(2)ア(ウ)を次のように改める。

㊦ 機能

- a 押しボタンを操作したときに確実に作動すること。
- b 連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）により起動したときに確実に作動すること。

別記様式第十三を次のように改める。

消防機関へ通報する火災報知設備点検票							
名 称				防 火 管理者	㊟		
所 在				立会者	㊟		
点検種別	機 器	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日				
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所 属 会 社	社名 TEL				
	氏名 ㊟		住所				
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容		
		種別・容量等の内容	判 定	不 良 内 容			
機 器 点 検							
火 災 通 報 装 置 本 体	予 備 電 源	外 形					
		表 示					
		結 線 接 続					
		電 圧	V				
		切 替 装 置					
		充 電 装 置					
	本 体	周 囲 の 状 況					
		外 形					
		表 示					
		ヒ ュ ー ズ 類		A			
		予 備 品 等					
		起動機能	手動起動装置				
			連動起動機能				
		優 先 通 報 機 能					
		通 報 頭 出 し 機 能					
		手 動 起 動 装 置 優 先 機 能					
		蓄 積 音 声 情 報 機 能					
		再 呼 出 し 機 能					
		通話機能等 (特定火災 通報装置を 除く。)	消防機関側からの呼返し				
不応答時の通報継続							
切 替							
通話中断時の呼返し							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第13

消防機関へ通報する火災報知設備（その2）

火災通報装置	本体	通話機能等 (特定火災通報装置に限る。)	ハンズフリー通話への移行					
			切替					
			電話回線の保持					
		モニター機能						
遠隔起動装置		周囲の状況						
		外形						
		表示機能						
消防機関へ通報する火災報知設備	発信機	周囲の状況						
		外形						
	機能	押しボタン						
		連動起動機能						
		結線接続						
	標識	標識板	外形					
常夜灯								
		標識灯						
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 消防機関へ通報する火災報知設備点検票の様式は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十三の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。